

平成25年度 第10回 役員会議事要旨

日 時 平成25年9月11日（水） 10時30分～12時05分

場 所 大学本部3階学長室

出席者 学長，瀬口理事，岩本理事，宮崎理事，緒方理事

欠席者 中島理事

陪席者 後藤学長室長

○ 学長から，平成25年度第9回役員会議事要旨の確認依頼があった。

【 協議事項 】

(1) 佐賀大学美術館建設に係る財源について

学長から，本件について，平成25年9月末に支払い予定の佐賀大学美術館に係る建設費に不足額が生じており財源を確保する必要があること，また，金融機関や附属病院からの借用を検討したが現時点で明確な返済根拠を示すことが困難であったため，佐賀大学基金を取り崩し建設費支払いに充てることとしたい旨の説明があった。

次いで，総務課長から，補足説明及び平成25年9月2日開催の基金管理委員会で審議了承された旨の説明があり，協議の結果了承され，経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

(2) 国立大学法人佐賀大学職員給与規程の一部改正について

学長から，本件は，平成24年の人事院勧告を受けて，一般職の国家公務員の給与法が改正（平成25年6月21日公布）されたことから，「国立大学法人佐賀大学における給与改定の基本方針」（平19.9.19役員会決定）に基づき，本学においても国家公務員に準拠して給与規程の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで，岩本理事から改正の概要として，55歳を超える職員の昇給について，その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行い，標準の勤務成績では昇給が停止すること等の説明及び平成25年9月9日開催の人事制度委員会で審議了承された旨の説明があり，協議の結果了承され，経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

(3) 早期退職制度の導入に伴う国立大学法人佐賀大学職員退職手当規程の一部改正について

学長から，本件は，国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が平

成 24 年 11 月 26 日に公布されたことから、退職手当規程の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、岩本理事から、勸奨退職制度と新早期退職制度について、その制度の概要及び変更内容等の説明、また、人事課長から規程の改正内容について説明があった。さらに、岩本理事から、今後、本学における早期退職募集制度（ルール）を定め、そのルールに沿って早期退職者募集要項の策定が必要となる旨の説明及び本件は平成 25 年 9 月 9 日開催の人事制度委員会で審議了承された旨の説明があり、協議の結果了承され、経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

- (4) 国立大学法人佐賀大学招へい教育職員に関する規程の一部改正について
学長から、本件は、招へい教育職員を配置できる組織を拡大し、学長が必要と認めたときは教育組織とされていない組織にも配置できるよう、規程の一部改正を行う案件である旨の説明があった。

次いで、岩本理事から、改正趣旨として、国内外の優秀な人材を期間を定めて教育職員に招へいするとともに、法人の主導により戦略的・機動的に人的資源を配置し、教育・研究の推進、社会貢献及び国際貢献に資することを目的とすること、また、その改正内容の説明及び平成 25 年 9 月 9 日開催の人事制度委員会で審議了承された旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

- (5) 国立大学法人佐賀大学教育職員の任期に関する規程の一部改正について
学長から、本件は、労働契約法の改正に伴い、教育職員の任期について見直しを行う案件である旨の説明があった。

次いで、岩本理事から、改正趣旨として、「労働契約法の一部を改正する法律」が平成 24 年 8 月 10 日に公布され、有期労働契約について、有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる（平成 25 年 4 月 1 日施行）こととなったことに伴い、教育職員の任期について見直しを行うこと、その改正内容の説明及び平成 25 年 9 月 9 日開催の人事制度委員会で審議了承された旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

- (6) その他
特になし。

【 報告事項 】

- (1) 平成 25 年度佐賀大学学位記授与式（9 月期）及び平成 25 年度佐賀大

学入学式（10月期）の挙行について

総務課長から、本件について、開催日時、式次第等、開催概要について案内があり、併せて理事等への出席依頼があった。

(2) 平成26年度国立大学法人佐賀大学運営費交付金概算要求額（文部科学省）の概要について

学長から、本件は、文部科学省から財務省へ要求された概要である旨の説明があった。

次いで、財務課長から、まず、平成26年度概算要求における運営費交付金の位置付けについて説明があった。続いて、本要求額は本省から財務省への概算要求段階であり政府案においては減額となる場合がある旨、また、運営費交付金予定額は対前年度916百万円（9.07%）増であり、主な増減要因は給与改定臨時特例分等である旨、また、特別経費の継続プロジェクト分が3件、新規プロジェクト分が2件及び基盤的設備等整備分は認められなかったことなどについて報告があった。

また、企画管理課長から、平成26年度国立大学法人佐賀大学施設整備費要求事項について、文部科学省から財務省への平成26年度国立大学法人等施設整備概算要求事業と併せて報告があった。

(3) その他

特になし。

【 その他 】

○ 国立大学の機能強化に関する新たな情報収集・発信の体制について（国大協）

総務部長から、本件について、平成25年9月4日付けで、国大協から国立大学の機能強化に関する取組事例、課題や問題意識の共有及び建設的な提案等について各大学へ提出依頼があったものであり、本学としては、総務課から各課等に対し、該当する事例等を担当理事等と調整し総務課まで提出してもらうよう依頼し、取りまとめを行い、25日の役員会にて確認の後、国大協へ回答するスケジュールとしたい旨の説明があった。

以 上